

## 新潟県介護職員処遇改善支援補助金交付要綱

### (趣旨)

**第1** 知事は、「令和5年度介護職員処遇改善支援補助金実施要綱」(令和6年1月25日老発0125第5号厚生労働省老健局長通知)に基づき、介護職員に対して2%程度(月額平均6千円相当)の賃金改善を行う介護サービス事業所又は介護保険施設(介護予防・日常生活支援総合事業を含む。以下「介護サービス事業所等」という。)に対し、当該賃金改善を行うために必要な費用を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては新潟県補助金等交付規則(昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の対象)

**第2** この補助金の交付の対象は、別表1に定める者が行う同表の対象事業欄に掲げる事業を交付の対象とする。

ただし、次のいずれかに該当する者は対象外とする。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 役員が暴力団員(暴力団対策法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者。
- (3) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
- (5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者。
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

### (交付基準)

**第3** この補助金は、別表2の基準により交付するものとする。

### (交付の条件)

**第4** この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

#### (交付申請書)

**第5** 補助金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

#### (変更申請手続)

**第6** この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式2による申請書を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

#### (実績報告)

**第7** この補助金の事業実績報告は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

#### (補助金の返還)

**第8** 知事は、補助金の交付を受けた後に要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対して、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて、補助金の全部又は一部について県に返還を命ずるものとする。

#### (その他)

**第9** この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表 1

補助対象者
<p>介護職員ベースアップ等支援加算（以下、「ベースアップ等加算」という。）を算定する介護サービス事業所等の設置者・運営者</p> <p>※ ベースアップ等加算の算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和6年2・3月はベースアップ等加算を算定していなくてもよいものとし、令和6年4月からベースアップ等加算を算定していれば、本事業の対象とする。また、交付申請の時点で令和6年5月までに廃止・休止となることが明らかになっている事業所等は、本事業の対象外とする。</p> <p>※ 令和6年3月末で経過措置期間の期限が到来する介護療養型医療施設については、令和6年4月以降、介護老人保健施設、介護医療院その他の本事業の対象サービスへの移行が決まっている場合に限り、本事業の対象とする。</p> <p>※ 介護予防・日常生活支援総合事業については、旧介護予防訪問介護等に相当するサービス（市町村が定める基準であって、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）に加え、サービスA（市町村が定める基準であって、介護保険法施行規則第140条の63の6第2号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）のうち、市町村においてベースアップ等加算に相当する加算が設けられている場合においても、当該加算を算定している場合に限り、本事業の対象とする。</p>
対象事業
<p>令和6年2月から5月までの間、介護サービス事業所等に勤務する介護職員等（その他の職員を賃金改善の対象としている介護サービス事業所等については、その他の職員を含む。）に対して行う賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下、「賃金改善」という。）</p>

別表 2

交 付 の 基 準	
1	<p>補助額は、令和6年2月から5月のサービス提供分について、以下のとおり算定する。</p> <p style="padding-left: 2em;">補助額 = <math>a \times b \times c</math>（1円未満の端数切り捨て）</p> <p style="padding-left: 4em;">a 一月当たりの介護報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。）</p> <p style="padding-left: 4em;">b 1単位の単価</p> <p style="padding-left: 4em;">c サービス類型別交付率（別表3）</p> <p>なお、a について、令和6年2月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む（令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）。また、介護報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る補助額の支給を2か月間対応する。その際、令和6年7月末日までに生じ、令和6年8月10日までに審査支払機関により受け付けられた過誤調整については、補助額に反映させることとする。</p> <p>また、c について、別表1の要件を満たす介護療養型医療施設については、令和6年2・3月分の補助額は、介護療養型医療施設の総報酬に介護医療院と同じ交付率を乗じた額とし、4・5月分の補助額は、移行後のサービスの総報酬に当該サービスの交付率を乗じた額とすることとする。</p>
2	<p>賃金改善にあたっては、以下の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 賃金改善の開始時期</p> <p style="padding-left: 2em;">介護サービス事業者等は、原則として、令和6年2月分の賃金から賃金改善を実施しなければならない。ただし、賃金計画の変更に時間を要する等、やむを得ない場合は、令和6年2月分の賃金改善に限り、令和6年3月分と一括して行うこととしても差し支えない。</p> <p>(2) 賃金改善の方法</p> <p style="padding-left: 2em;">賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。その際、介護サービス事業者等は、特定した賃金項目を含め、補助金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、賃金改善の対象とした職員の平均的な賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、令和6年6月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、介護サービス事業者等は、介護職員の安定的な処遇改善に向け、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、令和6年4・5月分の補助額の3分の2以上の賃金改善を、基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の引上げにより行わな</p>

なければならない。その際、令和6年6月以降の介護職員処遇改善加算等の制度の見直しによる加算率の引上げを見据え、賃金改善の方法としてはベースアップ（賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること。以下同じ。）を基本とする。また、事業者等が本補助金による賃金改善の対象とする介護職員・その他の職員について、それぞれの区分毎に、賃金改善額の3分の2以上を基本給等に充てるよう努めること。

なお、基本給等の引上げについては、就業規則・賃金規程等（以下「就業規則等」という。）の改訂に時間を要する場合があることを踏まえ、令和6年4月分からの実施で差し支えないこととしているが、就業規則等の改訂が間に合うのであれば、令和6年2月分の賃金から、基本給等の引上げに努めること。

### (3) その他の要件

#### ①賃金改善方法の周知について

介護サービス事業者等は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について介護職員処遇改善計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等を改訂した場合には、その内容についても職員に周知しなければならない。

また、職員から介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善に関する照会があった場合には、当該職員に関係する賃金改善の内容について、書面を用いる等の方法で分かりやすく回答すること。

#### ②労働法規の遵守について

介護サービス事業者等は、介護職員処遇改善支援補助金の目的等を踏まえ、労働基準法等の労働法規を遵守しなければならない。

別表 3

介護職員処遇改善支援補助金対象サービス

サービス区分	交付率
訪問介護	1.2%
夜間対応型訪問介護	1.2%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1.2%
(介護予防) 訪問入浴介護	0.7%
通所介護	0.7%
地域密着型通所介護	0.7%
(介護予防) 通所リハビリテーション	0.6%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	0.8%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0.8%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	1.4%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	1.0%
看護小規模多機能型居宅介護	1.0%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	1.3%
介護福祉施設サービス	0.9%
地域密着型介護老人福祉施設	0.9%
(介護予防) 短期入所生活介護	0.9%
介護保健施設サービス	0.5%
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	0.5%
介護医療院サービス	0.3%
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等・医療院)	0.3%

注 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を実施する事業所は、通所型は通所介護と、訪問型は訪問介護と同じとする。